

児童扶養手当を受給の方へ ～ 各種制度のご案内 ～

児童扶養手当を受給している方に下記の優遇制度があります。

利用される方は、申請窓口で申請をしてください。

●JR通勤定期乗車券の割引

JRを利用して通勤等している場合、普通定期券の3割引で『特定者用の通勤定期乗車券』が購入できます。

- ＜対 象 者＞ 児童扶養手当受給者および同一世帯員
- ＜持 ち 物＞ ・購入する方の証明写真(最近6か月以内、正面上半身、たて4cm×よこ3cm)
※特定者資格証明書をお持ちでない方・特定者資格証明書の発行日が1年以上前の方
・特定者資格証明書(初めて申請する方は不要)
・児童扶養手当証書

＜申請窓口＞ こども家庭部こども育成課(内線2138・2139)

駅窓口で、こども育成課が発行した「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」を提出して購入してください。

●都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）無料乗車券の発行

都電・都バス・都営地下鉄の『無料乗車券』が発行されます。

- ＜対 象 者＞ 児童扶養手当受給者またはその方と生計を同じくする方 ※世帯に1人
- ＜持 ち 物＞ ・児童扶養手当証書
- ＜申請窓口＞ こども家庭部こども育成課(内線2138・2139)

●都営水道料金の免除

水道料金および下水道料金の一部が免除されます。

- ＜対 象 者＞ 児童扶養手当受給世帯(共同住宅入居者も対象)
※ 受給者と給水契約の名義人が同じ場合に限る。
- ＜持 ち 物＞ ・基本料金等免除申請書(下記申請窓口およびこども育成課で配布)
・児童扶養手当証書
- ＜申請窓口＞ 東京都水道局青梅サービスステーション
住所 青梅市師岡町1-1301-10 電話 0428-20-5310

●青梅市指定収集袋（有料ごみ袋）の引換券交付

- ＜持 ち 物＞ ・児童扶養手当証書
- ＜申請窓口＞ 環境部清掃リサイクル課(内線2514・2515)

粗大ごみ、し尿(くみ取り)についても減免制度があります。詳しくは清掃リサイクル課へお問い合わせください。

下記の制度の利用を希望する方は、**市役所 1 階 こども家庭部子育て応援課（内線 2 1 4 3）**までお問い合わせください。

下記の制度を利用するには、事前に相談が必要です。また、給付等に当たっては審査があります。

●ひとり親家庭のホームヘルプサービス

義務教育終了前の児童を養育し、日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭にホームヘルパーを派遣します。

<派遣業務> 家事、育児、その他必要な日常的用務(行えるサービスの制限あり)

※1か月12回以内(技術習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合は24回以内)

<費用負担> 申請者の所得により自己負担額あり

●母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母および父子家庭の父が適職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成します。

<対象者> 児童扶養手当受給者等で、適職に就くために受講が必要であると認められる方

<対象講座> 医療事務、ホームヘルパーほか(詳しくは担当まで)

<支給額> 対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)

●母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母および父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、最高で月額10万円を支給します。※令和3～4年度は、6ヵ月以上の修業も可

<対象者> 児童扶養手当受給者等で、修業年限1年以上の養成機関において資格の取得が見込まれ、また、修業することと育児・就業との両立が困難であると認められる方

<対象講座> 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士ほか(詳しくは担当まで)

<支給額> (1)修業中上限3年(高等職業訓練促進給付金)

月額 100,000円(市民税非課税世帯)・70,500円(市民税課税世帯)

(2)修業後に高等職業訓練修了支援給付金を支給

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親および児童が、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講にかかる費用の一部を支給します。

<対象者> 児童扶養手当受給者等のひとり親家庭の親および児童であって、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方

<対象講座> 高卒認定試験の合格を目指す講座(詳しくは担当まで)

<支給額> (1)受講開始時給付金 対象講座の3割相当額(上限75,000円)

(2)受講修了時給付金 対象講座の受講料の2割相当額(上限10万円)から(1)を差し引いた額

(3)合格時給付金 対象講座の受講料の2割相当額 ※受講修了日から2年以内に全科目合格の場合 ※(1)(2)(3)の合計で上限15万円まで

●母子・父子・女性福祉資金

母子家庭および父子家庭等の生活安定とその児童の福祉の増進を図るために、各種資金の貸付を行います。

<対象者> 都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母および父子家庭の父等で、20歳未満の子を扶養している方

ひとり親家庭で、生活や仕事のことで悩み事は、

子育て応援課（内線 2 1 4 3）の母子・父子自立支援員までご相談ください。